

平成19年第3回
香川県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）会議録
11月26日（月曜日）

香川県後期高齢者医療広域連合告示第15号

平成19年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する

平成19年11月19日

香川県後期高齢者医療広域連合長 大西 秀人

記

- 1 日 時 平成19年11月26日（月） 午後1時30分
- 2 場 所 高松市議会議事堂
- 3 付議事件
 - (1) 香川県後期高齢者医療広域連合広域計画について
 - (2) 香川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について
 - (3) 香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について
 - (4) 平成18年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算について
 - (5) 香川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について（識見を有する監査委員）

午後 1 時30分 開会

出席議員 20名

1番 山崎 数則
 2番 三笠 輝彦
 3番 野口 勉
 4番 綾野 和男
 5番 香川 脩
 6番 鎌田 基志
 7番 稲田 茂樹
 8番 三木 まり
 10番 我部山 耕造
 12番 松岡 善一

13番 三枝 邦彦
 14番 多田 治
 15番 桑井 明人
 16番 安井 信之
 17番 青木 義勝
 18番 蓬 清二
 19番 服部 武
 20番 宮本 勝利
 21番 高木 堅
 22番 佐々木 勇

欠席議員 1名

9番 藤村 勝己

出席関係者

広域連合長 大西 秀人
 副広域連合長 新井 哲二
 副広域連合長 藤井 賢
 事務局 長 小山 正伸
 次長兼総務課長 松下 俊一
 事業課 長 南條 式数
 総務課 総務
 グループリーダー 宮本 文男
 総務課 主査 田中 正徳

総務課 主査 八木 真澄

事務嘱託 (高松市) 金子 史朗
高松市 議会事務局 局長
 事務嘱託 (高松市) 宮本 弘
高松市 議会事務局 次長
 事務嘱託 (高松市) 川原 譲二
高松市 議会事務局 課長
 事務嘱託 (高松市) 宮治 孝哲
高松市 議会事務局 課長補佐
 事務嘱託 (高松市) 木内 浩之
高松市 議会事務局 係長
 事務嘱託 (高松市) 西川 宏行
高松市 議会事務局 主査

議 事 日 程

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会期決定について

日程第 3 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第 4 議案第33号から認定第 1号まで

議案第33号 香川県後期高齢者医療広域連合広域計画について

議案第34号 香川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について

議案第35号 香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について

認定第 1号 平成18年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算について

(提案説明・質疑・討論・採決)

日程第 5 議案第36号 香川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について (識見を有する監査委員)

(提案説明・質疑・討論・採決)

本日の会議に付した事件

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会期決定について

日程第 3 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第 4 議案第33号から認定第 1号まで

日程第 5 議案第36号

議長（三笠輝彦君）それでは、これより平成19年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に送付してあるとおりであります。

日程第1 議席の指定

議長（三笠輝彦君）まず、日程第1議席の指定を行います。

任期満了に伴う議員選挙の行われました琴平町議会から、去る8月1日をもちまして選出されました服部 武君の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において19番に指定いたします。

日程第2 会期決定について

議長（三笠輝彦君）次に、日程第2会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 会議録署名議員指名について

議長（三笠輝彦君）次に、日程第3会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において12番松岡善一君及び18番蓬 清二君を指名いたします。

諸般の報告

議長（三笠輝彦君）この際、諸般の報告をいたします。

上程案件に関する説明のため、広域連合長初め関係者の出席を求めておきましたので、御報告申し上げます。

次に、職員に報告させます。

〔高松市議会事務局次長（宮本 弘君）議案第33号～議案第36号の議案を朗読〕

議長（三笠輝彦君）以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第33号から認定第1号まで

議長（三笠輝彦君）次に、日程第4議案第33号から認定第1号までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

広域連合長（大西秀人君）本日の平成19年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出いたしました諸議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、議案第33号香川県後期高齢者医療広域連合広域計画についてでございますが、平成19年1月15日に香川県後期高齢者医療広域連合を設立したことを契機として、後期高齢者医療事務を総合的かつ計画的に実施するため、広域連合と広域連合を組織する関係市町の処理する諸事務を定めるとともに、住民に対し、広域連合の目標や事務処理の方針を明確に示す必要性から、広域計画の作成が義務づけられているもので、地方自治法第291条の7第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この広域計画は、4つの項目から構成しております。

第1点目の広域計画の策定に当たっては、広域連合設立の経過、広域計画策定の趣旨、広域計画の項目、香川県の現状と課題を記載しています。

第2点目は、基本構想でございまして、各市町において策定している基本構想等との調和が保たれるよう留意したところでございます。

まず、基本理念においては、本格的に高齢化が進む中で、後期高齢者が住みなれた地域で、心身ともに健康で安心して暮らせる社会を、また、みずから健康づくりに取り組み、生涯を健康で生き生きと暮らしていけるような社会の実現を目指し、広域連合の円滑な運営、医療費の適正化の推進、さらにはサービスの提供の3点を基本方針として掲げ、関係市町との連携を図りながら、事業を総合的、計画的かつ効果的に実施しようとするものでございます。

第3点目は、後期高齢者医療制度の実施に関連して、「高齢者の医療の確保に関する法律」や広域連合規約に基づき、広域連合及び関係市町が行う事務でございます。

平成19年度では、保険料率の決定や電算処理システムの構築など、来年度からの制度施行に向けて、必要な準備行為を行うこととしています。また、平成20年度以降におい

ては、被保険者の資格の管理や医療給付、保険料の賦課及び徴収に関する事務などの円滑な運営を図るため、広域連合と関係市町が事務を分担し、連携・協力しながら行うこととしています。

第4点目は、広域計画の期間及び改定でございます。

計画期間は、国の全国医療費適正化計画のほか、香川県の医療費適正化計画、さらには各市町で作成が義務づけられております特定健康診査等実施計画が、5年を1期間として定められておりますことから、これらの計画との整合性を図るため、5年を1期間とする計画としております。なお、最初の計画期間については、暫定的に平成19年度からの6年間といたしております。

また、今後、事務の変更等が生じた場合には、適時、改定を行ってまいりたいと存じます。

次に、議案第34号香川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正についてでございますが、郵政民営化法の施行に伴い、関係条文を整備するものでございます。

次に、議案第35号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定についてでございますが、後期高齢者医療制度施行に伴い、後期高齢者医療事務の処理に関し、必要な事項を定めるため制定するものでございます。

この条例の概要といたしまして、まず、第2条では、被保険者が死亡したときは、葬祭費として5万円を支給することとし、第3条は、被保険者の健康の保持増進のため、健康診査等を行うものでございます。

また、第5条の保険料の賦課額は、被保険者につき算定した所得割額と被保険者均等割額の合計額とし、第6条の保険料の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に、所得割率を乗じて得た額とするものでございます。

第7条の所得割率と第8条の保険料の被保険者均等割額は、それぞれ算定方法を定めるとともに、第9条の所得割率及び被保険者均等割額の適用については、県内の全区域にわたって均一とするものでございます。

また、後期高齢者医療保険料率は、おおむね2年間を通じ、財政の均衡を保つことができるものでなければならないことから、第10条では、平成20年度及び平成21年度の所得割率を8.98%、第11条では、被保険者均等割額を、4万7,700円と定めることとし、この保険料率に基づき算定いたしますと、本広域連合の被保険者1人当たり軽減後の平均保険料額は、7万5,500円となります。なお、第12条は、保険料の賦課限度額を50万

円と定めるものでございます。

また、第14条では、保険料の賦課期日を4月1日とするとともに、第15条は、保険料の賦課総額を規定するものでございます。

また、第17条においては、所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額を、所得区分に応じて、それぞれ7割、5割及び2割軽減するとともに、第18条では、被扶養者であった被保険者について、これまで保険料を負担していなかったことから、激変緩和措置として、資格を取得した日の属する月から2年間、被保険者均等割額を5割軽減するものでございます。

さらに、平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料については、平成20年4月から9月までの半年間は免除、同年10月から平成21年3月までの半年間は、9割を軽減する特別措置を、附則第4項及び第5項において規定するものでございます。

また、第20条においては、被保険者及びその属する世帯主が、災害等により財産について著しい損害を受けたことなどにより、納付すべき保険料の全部または一部を納付することができないと認められる場合、6カ月以内の期限を限って、徴収を猶予することができるものとし、第21条においても、徴収猶予と同様に、保険料を減免する規定を設けるとともに、第23条は、被保険者に対して賦課した保険料の額は、市町が徴収し、その徴収した額を広域連合に納付することとするものでございます。

また、第6章の罰則は、被保険者資格の取得・喪失等の届け出をしない場合や、虚偽の届け出をした場合等に過料を科す規定でございます。

最後に、附則の第1項は、この条例の施行日を、平成20年4月1日からとするものでございます。

次に、認定第1号平成18年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算については、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定を求めるものでございます。

まず、歳入でございますが、予算現額4,225万6,000円に対し、収入済額は、4,225万5,000円で、予算現額と比較して1,000円の減となっております。

一方、歳出は、予算現額4,225万6,000円に対し、支出済額は、2,837万9,798円で、不用額は1,387万6,202円となっており、執行率は約67.2%でございます。なお、平成18年度決算については、本広域連合を設立した本年1月15日から3月31日までの間における収支の決算状況となっているものでございます。

それでは、決算の概要につきまして、「平成18年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算事項別明細書」により説明申し上げます。

まず、歳入について、第1款「分担金及び負担金」は、広域連合規約に基づく共通経費としての市町負担金で、4,093万2,000円を、第2款「国庫支出金」は、老人医療費適正化推進費補助金で、132万3,000円を収入したもので、歳入合計は、4,225万5,000円となっております。

次に、歳出でございますが、第1款「議会費」、第1項「議会費」は、平成19年3月29日に開催いたしました第1回広域連合議会臨時会に係る経費等で、議員の報酬及び費用弁償のほか、会議録作成手数料や会場使用料等で、支出済額は、33万8,593円でございます。

次に、第2款「総務費」、第1項「総務管理費」は、事務局の運営に要する経費で、職員の派遣協定に基づく丸亀市からの派遣職員2人に係る給与費やその他事務局職員の時間外勤務手当のほか、財務会計システムの導入に係る委託費や備品購入費、また、丸亀市を除く広域連合派遣職員19人分の給与費相当分の負担金等でございます。支出済額は、2,800万4,913円でございます。

次に、第2項「選挙費」は、選挙事務に要する消耗品で、支出済額は2万2,040円でございます。

次に、第3項「監査委員費」は、監査委員2人の報酬及び監査事務に要する消耗品で、支出済額は、1万4,252円でございます。

次に、第3款「予備費」の充当はなく、以上、歳出合計は、2,837万9,798円でございます。

次に、実質収支に関する調書でございますが、ただいま歳入歳出決算で説明いたしましたように、歳入総額は、4,225万5,000円、歳出総額は、2,837万9,798円で、歳入歳出差し引き額は、1,387万5,202円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額となるものでございまして、地方自治法第233条の2の規定に基づき、剰余金として翌平成19年度の歳入に編入するものでございます。

なお、平成18年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算については、去る9月26日付で監査委員による決算審査の結果及び意見書の提出をいただいているところでございます。

以上、提出議案の概要を説明申し上げますが、何とぞよろしく御議決を賜りますよ

うお願い申し上げます。

議長（三笠輝彦君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入るのですが、質疑の通告はありません。よって、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、討論の通告はありません。よって、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

まず、議案第33号香川県後期高齢者医療広域連合広域計画についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号香川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号平成18年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

本件は、これを認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、認定第1号は、これを認定することに決定いたしました。

日程第5 議案第36号

議長（三笠輝彦君）次に、日程第5 議案第36号香川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について（識見を有する監査委員）を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

広域連合長（大西秀人君）議案第36号香川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任については、識見を有する監査委員のうちから選任されておりました北原和夫氏が11月25日付をもちまして退職されましたので、後任委員として吉田正己氏を選任いたしたいと存ずるものでございます。

以上、人事案件につきまして説明申し上げましたが、何とぞ満場の御賛同を賜りますよう特にお願ひ申し上げる次第でございます。

なお、今回、監査委員を退職されました北原和夫氏には、監査委員御在任中その職務に専念され、本広域連合の運営につきまして格別の御尽力をいただきました。ここに厚く御礼を申し上げる次第でございます。

議長（三笠輝彦君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入るのですが、質疑の通告はありません。よって、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、討論の通告はありません。よって、これにて討論を終結いたします。

これより議案第36号香川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について（識見を有する監査委員）を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第36号は、これに同意することに決定いたしました。

以上で今期定例会の全日程を終わりました。

この際、広域連合長からあいさつの申し出がありますので、これを受けることにいたします。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

広域連合長（大西秀人君）お許しをいただきまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、本広域連合議会定例会に提出いたしました諸議案につきまして御議決を賜り、まことにありがとうございます。

今後、本広域連合におきましては、広域連合制度の骨格となる広域計画や後期高齢者医療に関する条例等の適切な運用によりまして、後期高齢者医療事務を総合的かつ計画的に実施するとともに、特に医療給付や保険料の賦課、徴収業務、保健事業の準備など、住民に密接にかかわる事務を、各市町と緊密な連携を図りながら推進する中で、来年4月からの制度施行に向け、適正で効率的な事業運営に努めてまいらなければならないと存じている次第でございます。

どうか議員皆様方におかれましては、今後ともより一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。まことに簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（三笠輝彦君）これにて平成19年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後1時54分 閉会

会議録署名議員

議 長

議 員

議 員